

2021年度梅光学院大学学内奨学金一覧(2018年度入学者対象)

	種別	給付額	採用人数	申請資格	求める人材など	GPA	
年度毎の申請を要する	特待生 I・II	I	学費の1/2	5名程度		学業成績および品行が特に優れている者	3.2以上
		II	学費の1/4	10名程度		学業成績および品行が優れている者	3.2以上
	教員の星 特待生 I・II・III	I	学費全額	3名程度	入学後、教職(小・中・高)を目指し、かつ大学入試センター試験の指定科目を受験した者	学業成績および品行が特に優れている者(Iは特に抜群に優れている者)で、入学後は教員養成プログラム「教員の星」に参加することを義務づける	3.2以上
		II	学費の1/2	3名程度			
		III	学費の1/4	3名程度			
	経済援助 特待生		学費の1/3	20名程度	経済的に困窮している者 <家計基準のめやす> ①給与所得者の1年間総収入金額(税込)400万円以内 ②自営業者の1年間の総所得金額(税込)266万円以内	学業成績および品行が優れ、経済的に困窮している者	2.5以上
	グローバル 人材育成 特待生		学費の1/2	申請資格を満たす者全員	◆3年生(4年次) TOEIC LISTENING & READING: 860以上 TOPIK(韓国語能力検定): 6級以上 HSK(中国語検定): 5級以上	学業成績および品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加する者	2.5以上
スタウト記念 奨学金		学費の1/3 (ただし、半期ごとに給付対象者見直しあり)	申請資格を満たし、面接審査に合格した者全員	◆在学生 (1)本学院が認めたキリスト教会で洗礼を受けたクリスチャンであって、1年以上定期的に教会に通っている者 (2)品行が優れ、教会の聖日礼拝に継続的に出席し、キリスト教教育に関連する行事や諸活動に積極的にに関わり、大学生の場合は『宗教委員』として活動し、本学院のキリスト教教育活動に貢献する者 (3)所属教会の牧師または司祭(神父)からの推薦を受けることができる者	学業成績および品行が特に優れている者で、入学後は近隣教会の聖日礼拝に継続的に出席し、本学宗教委員として活動することを義務づける	2.5以上	
私費外国人 留学生奨学金		283,000円	申請資格を満たす者全員	本学に在籍する私費外国人留学生	学業人物優秀であって、経済的事由により修学困難な者	2.0以上	
一回限りの給付・貸与	特定遠隔地 奨学金		学費の1/4 (給付は初年次のみ)	申請資格を満たす者全員	本学が規定する特定遠隔地(沖縄県 および島しょ部)に所在する高等学校の出身者		—
	指定日本語 学校奨学金		検定料(25,000円)の免除	申請資格を満たす者全員	国内の日本語学校で本学の指定校となっている学校から入学する留学生	学力、人物ともに優秀で、経済的事由により修学困難な者	—
	海外語学研 修 留学生奨学金		中国留学生(1か年)ー20万円 韓国留学生(6か月)ー20万円		海外語学研修留学において、その参加者		—
	緊急貸与 奨学金(貸与)		50万円を限度の一時金		(1)主たる家計支持者が、死亡、失職、会社の倒産、病気、事故災害などにより、学費等の給付が困難になった者 (2)火災、風水害、震災などにより、家屋や資産に大きな被害を受けた者 (3)家計急変のため緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者	経済的な急変事由により修学が困難になったもの	—
年度毎の申請を要する (継続希望の場合)	被災者学費 等納付金減 免	学費全額免除 (新入生の場合は入学金の免除を含む。)			梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の罹災による死亡、負傷、居住する家屋の全壊又は避難による失職等により家計が急変となった者 *免除の期間は、被災した直近の学費支払を対象とする		—
		学費半額免除 (新入生の場合は入学金の免除を含む。)			梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の居住する家屋の半壊又は罹災により、家計が急変となった者 *免除の期間は被災した直近の学費支払を対象とする		—